

徳島県告示第五十号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条第一項の規定による処
分について、同法第六十九条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定に
より、次のとおり公開の聴聞を行う。

令和八年一月二十三日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 期日

令和八年一月三十日（金曜日） 午後二時三十分

二 被聴聞者

1 商号又は名称

株式会社ROOM NAVI

2 主たる事務所の所在地

板野郡藍住町徳命字前須東一七五番地一

3 代表者氏名

代表取締役 新居 結美子

4 免許証番号

徳島県知事(三)第二八八一号

5 免許年月日

令和四年八月二十四日

三 場所

徳島市万代町一丁目一番地 徳島県庁九階 九〇一会議室